

令和 7 年度

町民税・道民税 森 林 環 境 税 特別徴収のしおり

目 次

◆令和 7 年度 町民税・道民税の特別徴収について……………	1
◆中標津町収納事務取扱金融機関……………	1
◆特別徴収の取り扱いについて……………	2
◆税額通知書等の説明……………	4
◆納税義務者が転勤又は退職等で異動のあったとき……………	5
◆給与所得者異動届記入例……………	5
◆退職所得の分離課税に係る町・町民税の特別徴収について……………	7
◆納入書の記載例……………	8

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	末尾とじ込み
特別徴収切替届出書	末尾とじ込み
特別徴収義務者の名称等変更届	末尾とじ込み
町・道民税（特別徴収税額）取扱郵便局指定通知書	末尾とじ込み

令和 7 年度町民税・道民税特別徴収について

本町の特別徴収事務につきまして、特別徴収義務者各位のご協力によりまして成果をあげていますこと厚くお礼申し上げます。

このたび、町・道民税特別徴収の関係書類をお送りいたします。

なお、その取扱いにつきましては、本しおりをご参考としてください。

特別徴収事務についてのお問い合わせは

中 標 津 町 総 務 部 税 務 課 住 民 税 係

標津郡中標津町丸山 2 丁目 2 2 番地

電 話 (0153) 7 4 - 0 7 5 2 番 (係直通)

F A X (0153) 7 3 - 5 3 3 3 番

中標津町収納事務取扱金融機関

※ 納 入 場 所

○中標津町指定金融機関

大 地 み ら い 信 用 金 庫

○中標津町収納代理金融機関

北 海 道 銀 行

釧 路 信 用 組 合

北 海 道 労 働 金 庫

中 標 津 町 農 業 協 同 組 合

計 根 別 農 業 協 同 組 合

○北海道内のゆうちょ銀行または郵便局

○中標津町役場及び計根別支所

※ 上記以外の金融機関は手数料がかかる場合があります。

◆特別徴収の取扱いについて

(特別徴収税額の納入の仕方)

1 特別徴収とは

給与の支払者が毎月給与を支払う際に、納税者が納めなければならない町・道民税を6月から翌年5月まで12回にわたって給与から差し引いて納税者個人に代わって納めていただく制度を特別徴収といいます。

2 特別徴収義務者とは

特別徴収義務者の指定を受けた給与支払者をいいます。(地方税法第321条の4、中標津町町税条例第45条に基づき指定)

この指定により町・道民税特別徴収税額通知書が送達され、毎月定められた税額(これを月割額といいます。)を給与から差し引いて納期限(翌月10日)までに納入していただくことになります。

3 特別徴収される人(納税義務者)

本年1月1日現在、中標津町内に住所を有し、前年中に給与の支払を受け、かつ、4月1日現在において給与の支払を受けている人(すでに退職している人があれば異動届出書を提出してください。)

4 納税義務のない人

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、又は寡婦・ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

5 町・道民税特別徴収税額通知書

同封しました「町・道民税特別徴収税額通知書」を納税義務者ごとに切りはなして個人に交付してください。

なお、納税者に給与所得以外の所得がある人で、合算して特別徴収を希望する人は、税額を合算して通知してありますので納税者にお知らせください。

6 月割額の徴収方法

「町・道民税特別徴収額の通知書」のとおり納税義務者別の月割額を算出してありますので、6月から翌年5月までの毎月の給与の支払をする際に徴収してください。

7 月割額の納入と納入していただく金融機関

- (1) 納税義務者から徴収した月割額の合計額を納入書によって、この表紙裏側の金融機関またはゆうちょ銀行等へ徴収すべき月の翌月の10日までに納入してください。(例6月分は7月10日納期限)
- (2) 納入書は、一年分12枚と予備3枚計15枚を一括送付しております。
- (3) 納入書右側の納入済通知書は、直接機械で読み取りしますので、汚したり、ピンで止めたり、折ったりしないでください。

8 月割額を納入期限までに納入しなかったとき

納期限を過ぎると、納期内の納税した方の公平性を保つため、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて、以下の割合で計算した額の延滞金を本税に加算して納めていただくことになります。

1. 納期限の翌日から1か月を経過する日まで
→延滞金特例基準割合+年1% (年7.3%を超える場合には、年7.3%)
2. 1か月経過後納付の日まで
→延滞金特例基準割合+年7.3% (年14.6%を超える場合には、年14.6%)

※「延滞金特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合として 財務大臣が告示する割合（平均貸付割合）に年1%の割合を加算した割合です。

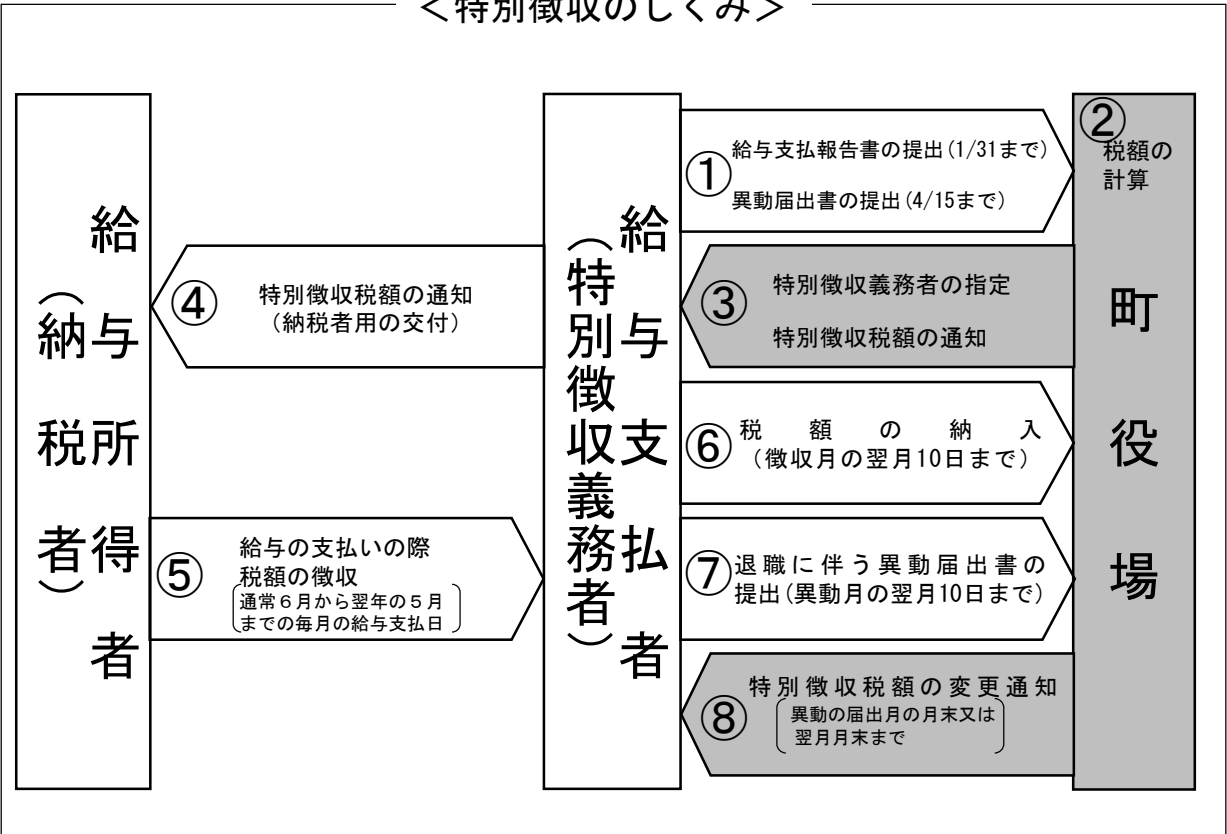
【注意事項】

- 1. 税額が2,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。
- 2. 税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算します。
- 3. 算出した延滞金が、1,000円未満である場合は、延滞金はかかりません。
- 4. 算出した延滞金に100円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てます。

9 その他

- (1) 納税義務者は、この税額通知に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分・処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (2) 休業・解散などにより特別徴収を継続できなくなったとき、また、社名変更・住所変更などがあったときは、直ちに文書で届け出てください。
- (3) 税額通知書の記載事項に（納税者の住所、氏名等）誤りや不明瞭な点がありましたら連絡をしてください。

＜特別徴収のしくみ＞



◆納税義務者が転勤又は退職等で異動があったとき

1 退職等の場合

- (1) 普通徴収（12月31日までに退職した場合）

12月31日まで特別徴収の方法によって納税している人が退職した場合は、特別徴収税額のうち給与から徴収できなくなった税額を、普通徴収の方法で納税者が直接納めていただきます。

- (2) 退職者の一括徴収(1月1日以降に退職した場合、または本人の申し出があった場合)

特別徴収税額のある給与所得者が退職された場合で次に該当するときは、特別徴収額の残税額について、退職金などが支払われた際に一度に徴収し納入してくださるようお願いいたします。

・退職の日が6月1日から12月31日までの場合

その事由が発生した翌日以降の未納額は、納税義務者との話し合いの上、一括徴収の申し出がある場合は、残税額をまとめて当月分と同時に納入してください。

・退職の日が1月1日から4月30日までの場合

その事由が発生した翌月以降の未納額を納税義務者の申出がなくても必ず一括徴収し、
当月分と同時に納入してください。

- ### (3) 手 続

給与の支払を受けなくなった月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（2部複写）に退職した人の住所、氏名、特別徴収税額（年税額）、徴収済税額、未徴収税額、異動事由等を記入し1部提出してください。（「町・道民税特別徴収税額の通知書」の個人番号、指定番号を忘れずに記入してください。）

なお、一括徴収となる場合は異動届出書の「一括徴収」欄に退職手当等の支払予定日、徴収予定額を記入して退職した給与所得者の印を忘れず押印してください。

2 転勤の場合

転勤により勤務先が変わったときは、新しい勤務先でも引き続いて特別徴収を継続することが可能です。この場合、新たに給与等の支払をすることになった勤務先の名称と所在地及び何月分から徴収していただくことになるかを新しい勤務先へ連絡済みであるかどうか、その他必要な事項を記入した「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を転勤のあった月の翌月10日までに提出してください。

◆給与所得者異動届記入例

〔例1 退職の場合〕

- 6月分から10月分までを徴収し、10月31日に退職した場合、未徴収税額の「55,300円」は、役場にて本人に納付書を送付します。

交付用		給与支払報告 特別徴収に係る給与所得異動届出書						特別徴収義務者 指定番号		17-00-00	
中標津町長 殿		氏名または名称		中標津町役場				担当 者	所属		
令和 年 月 日提出		所在地		中標津町丸山2丁目2番地					氏名		
									電話		
給与所得者	宛先番号	123456		(イ) 特別徴収税額(年税額)	(ロ) 徴収額	(ハ) 未徴収税額(イ)-(ロ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額	
	氏名	中標津 太郎		円	6 月分 から 10 月分 まで	円		○昇給 △転職 □休職 △長期欠勤 △死亡 △その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ○普通徴収 (理由)		
	1月1日現在の住所	中標津町東〇条南〇丁目					7.10.31				
	転居先住所			95,200	39,900	55,300					

1月1日より退職日までの給与の支払額及び社会保険料を記入してください。記入例2.3.同じ(退職手当は含まれません。)

○6月分から10月分まで徴収し、10月31日に退職。未徴収税額の「55,300円」は、本人の申出により退職時に一括して徴収し「10月の月割額」と合わせて納入してください。

注)退職の日が1月1日から4月30日の場合、必ず一括徴収してください。

○6月分から10月分まで徴収し、11月1日に転勤。
未徴収税額の「55,300円」は、役場より新しい勤務先に通知します。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書注意事項

- (1) 納税義務者が転勤、休職、退職などで給与の支払いを受けなくなったときは、その事由の発生した都度この異動届出書を提出くださるようご協力ください。
この異動届出書に基づいて貴事業所の税額を変更しますので、届出が遅れますと事務処理が遅れるばかりではなく、納税面で貴事業所の滞納額として残り、督促状が発付される場合があります。
- (2) この異動届出書は、2枚1組になっていますので、同時に作成し、No.2を貴事業所の控えにし、No.1を提出してください。
- (3) 転勤先の事業所で引き続き特別徴収する場合には、転勤先の事業所に確認をして記入してください。

◆退職所得の分離課税に係る町・道民税の特別徴収について

退職手当等は他の所得と分離して課税され、その所得割は、退職手当等の支払い者（特別徴収義務者）がその支払の際に税額を計算して徴収し、翌月の10日までに納入してください。

1 分離課税にかかる所得割の納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日に属する年の1月1日現在、中標津町に住所のある人です。

ただし、1月1日現在で生活保護の規定による生活扶助を受けている人及び死亡退職でその退職手当等が相続人に支給されるときは除かれます。

2 退職所得税額の求め方

退職所得の金額に税率を乗じて算出します。ただし、実際に計算されるときは、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の（2分の1をする前の金額）をもとにして「退職所得に対する住民税の特別徴収税額表」によって求められます。

(1) 退職所得金額

$(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1/2$

※役員等勤続年数が5年以下である人が、役員等勤続年数に対応する退職金として支払いを受けるものについては2分の1課税は適用されません。

(2) 退職所得控除額

ア 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数（80万円に満たない場合ときは80万円）

イ 勤続年数が20年を超える場合

800万円+70万円×（勤続年数-20年）

（なお、本人が障害者になったことにより退職したときは、控除額がさらに100万円加算されます。）

3 納入方法

納入については、特別徴収の方法と同様でお送りしました納入書の「納入金額(2)」の欄に退職所得分に記載し、給与分の特別徴収月割額と合わせて翌日の10日までに納入してください。

なお、この際に納入通知書の裏面にあります納入告知書にも忘れず記入をしてください。

※納付書裏面（11ページを参照してください。）

町民税 納入申告書																			
中標津町長 殿																			
年 月 日 提出																			
										延 月分		人数		2					
退職手当等支払金額										十	百	千	百	十	百	千	百	十	百
										5	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 徴 収 税 額		町 民 税								1	5	3	0	0					
		道 民 税								1	0	2	0	0					
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																			
特別徴収義務者	住所又は所在地		中標津町丸山2丁目22										(受 付 印)						
	氏名又は名称		中標津町役場																
	印 鑑																		

例1 納入書すべき金額が納入金額(1)の欄と同じとき

1. **Introduction**
 2. **Background**
 3. **Methods**
 4. **Results**
 5. **Conclusion**
 6. **References**
 7. **Appendix**
 8. **Figure 1**
 9. **Figure 2**
 10. **Figure 3**
 11. **Figure 4**
 12. **Figure 5**
 13. **Figure 6**
 14. **Figure 7**
 15. **Figure 8**
 16. **Figure 9**
 17. **Figure 10**
 18. **Figure 11**
 19. **Figure 12**
 20. **Figure 13**
 21. **Figure 14**
 22. **Figure 15**
 23. **Figure 16**
 24. **Figure 17**
 25. **Figure 18**
 26. **Figure 19**
 27. **Figure 20**
 28. **Figure 21**
 29. **Figure 22**
 30. **Figure 23**
 31. **Figure 24**
 32. **Figure 25**
 33. **Figure 26**
 34. **Figure 27**
 35. **Figure 28**
 36. **Figure 29**
 37. **Figure 30**
 38. **Figure 31**
 39. **Figure 32**
 40. **Figure 33**
 41. **Figure 34**
 42. **Figure 35**
 43. **Figure 36**
 44. **Figure 37**
 45. **Figure 38**
 46. **Figure 39**
 47. **Figure 40**
 48. **Figure 41**
 49. **Figure 42**
 50. **Figure 43**
 51. **Figure 44**
 52. **Figure 45**
 53. **Figure 46**
 54. **Figure 47**
 55. **Figure 48**
 56. **Figure 49**
 57. **Figure 50**
 58. **Figure 51**
 59. **Figure 52**
 60. **Figure 53**
 61. **Figure 54**
 62. **Figure 55**
 63. **Figure 56**
 64. **Figure 57**
 65. **Figure 58**
 66. **Figure 59**
 67. **Figure 60**
 68. **Figure 61**
 69. **Figure 62**
 70. **Figure 63**
 71. **Figure 64**
 72. **Figure 65**
 73. **Figure 66**
 74. **Figure 67**
 75. **Figure 68**
 76. **Figure 69**
 77. **Figure 70**
 78. **Figure 71**
 79. **Figure 72**
 80. **Figure 73**
 81. **Figure 74**
 82. **Figure 75**
 83. **Figure 76**
 84. **Figure 77**
 85. **Figure 78**
 86. **Figure 79**
 87. **Figure 80**
 88. **Figure 81**
 89. **Figure 82**
 90. **Figure 83**
 91. **Figure 84**
 92. **Figure 85**
 93. **Figure 86**
 94. **Figure 87**
 95. **Figure 88**
 96. **Figure 89**
 97. **Figure 90**
 98. **Figure 91**
 99. **Figure 92**
 100. **Figure 93**
 101. **Figure 94**
 102. **Figure 95**
 103. **Figure 96**
 104. **Figure 97**
 105. **Figure 98**
 106. **Figure 99**
 107. **Figure 100**
 108. **Figure 101**
 109. **Figure 102**
 110. **Figure 103**
 111. **Figure 104**
 112. **Figure 105**
 113. **Figure 106**
 114. **Figure 107**
 115. **Figure 108**
 116. **Figure 109**
 117. **Figure 110**
 118. **Figure 111**
 119. **Figure 112**
 120. **Figure 113**
 121. **Figure 114**
 122. **Figure 115**
 123. **Figure 116**
 124. **Figure 117**
 125. **Figure 118**
 126. **Figure 119**
 127. **Figure 120**
 128. **Figure 121**
 129. **Figure 122**
 130. **Figure 123**
 131. **Figure 124**
 132. **Figure 125**
 133. **Figure 126**
 134. **Figure 127**
 135. **Figure 128**
 136. **Figure 129**
 137. **Figure 130**
 138. **Figure 131**
 139. **Figure 132**
 140. **Figure 133**
 141. **Figure 134**
 142. **Figure 135**
 143. **Figure 136**
 144. **Figure 137**
 145. **Figure 138**
 146. **Figure 139**
 147. **Figure 140**
 148. **Figure 141**
 149. **Figure 142**
 150. **Figure 143**
 151. **Figure 144**
 152. **Figure 145**
 153. **Figure 146**
 154. **Figure 147**
 155. **Figure 148**
 156. **Figure 149**
 157. **Figure 150**
 158. **Figure 151**
 159. **Figure 152**
 160. **Figure 153**
 161. **Figure 154**
 162. **Figure 155**
 163. **Figure 156**
 164. **Figure 157**
 165. **Figure 158**
 166. **Figure 159**
 167. **Figure 160**
 168. **Figure 161**
 169. **Figure 162**
 170. **Figure 163**
 171. **Figure 164**
 172. **Figure 165**
 173. **Figure 166**
 174. **Figure 167**
 175. **Figure 168**
 176. **Figure 169**
 177. **Figure 170**
 178. **Figure 171**
 179. **Figure 172**
 180. **Figure 173**
 181. **Figure 174**
 182. **Figure 175**
 183. **Figure 176**
 184. **Figure 177**
 185. **Figure 178**
 186. **Figure 179**
 187. **Figure 180**
 188. **Figure 181**
 189. **Figure 182**
 190. **Figure 183**
 191. **Figure 184**
 192. **Figure 185**
 193. **Figure 186**
 194. **Figure 187**
 195. **Figure 188**
 196. **Figure 189**
 197. **Figure 190**
 198. **Figure 191**
 199. **Figure 192**
 200. **Figure 193**
 201. **Figure 194**
 202. **Figure 195**
 203. **Figure 196**
 204. **Figure 197**
 205. **Figure 198**
 206. **Figure 199**
 207. **Figure 200**
 208. **Figure 201**
 209. **Figure 202**
 210. **Figure 203**
 211. **Figure 204**
 212. **Figure 205**
 213. **Figure 206**
 214. **Figure 207**
 215. **Figure 208**
 216. **Figure 209**
 217. **Figure 210**

例2 納入すべき金額が納入金額(1)の金額と異なる時(転勤、退職により納入金額が異なる記入例)

[illegible]

北海道 中標津町 入書		市区町村コード 0116926		口座番号 02720-9-960035		記入者名 中標津町会計管理者	
令和7年6月分		作定番号		納入金額 8,000			
納入すべき金額が右の納入金額印の欄と異なるときは、納入金額印の欄を横線で抹消し、納入金額印の欄に記入してください。		納付分(現金)		7000			
		預金					
		入金所得分					
		会費補助金					
		合計額				7000	
納期 令和7年7月10日		支払日 口 日 月		領収書提出期限等			
住所 氏名		又は 又は 所住地		領収日付印			

中標津町丸山2丁目22
中標津町役場

上記のとおり納入します。
(金額確認又はゆうちょう銀行等保管)

[illegible]

例3 納入すべき金額が納入金額(1)の金額と異なる時 (退職者一括徴収等記入例)

北海道中標津町 個人住民税 領收証書 (公)

市区町村コード	016926	口座番号	02720-9-060035	加入番号	中標津町会計管理者				
令和7年10月分		指定番号		納入金額(円)					
納入すべき金額が右の納入金額(円)の額と異なるときは、納入金額印の欄を横線で消し、納入金額の欄に記入してください。		前月分 (前月)	10	0	0				
		出納 所得分							
		入金 金庫金							
		納 入							
		納 入							
納期	令和7年11月10日	合計		6	3	2	0	0	
(特別徴収税額控除)		住所		中標津町		令和7年11月10日		納入金額(円)	
住所		又、住所		中標津町		令和7年11月10日		納入金額(円)	
氏名		又、氏名		中標津町役場		令和7年11月10日		納入金額(円)	
氏名		又、氏名		中標津町役場		令和7年11月10日		納入金額(円)	

北海道中標津町
個人町民税
個人道民税
森林環境税

市区町村コード	0169216	口座番号	02730-9-990035	加入者名	中国康町会計管理者			
令和7年10月分		指定番号		納入金額(円)	7,000			
		納付区分 (通期)	給与分	2025年10月10日				
		納入金額の種別と異なるときは、納入金額の欄を横線で拭消し、納入金額の欄に記入してください。	納入金額	6	3	2	0	0
			利息					
			手数料					
			合計額	6	3	2	0	0
納期限	令和7年11月10日	口座						
日	月	日						
《特別徴収義務者》 住所 〒 市 区 町 丁目 番 号 氏 名 姓 名 氏 名 姓 名								

北海道 中標津町 個人町民税
個人道民税 納入済通知書 (公)
森林環境税

[illegible]

例4 納入すべき金額が納入金額(1)の金額と異なる時 (退職所得の町・道民税記入例)

北海道 中標津町 個人町民税 領収証書

市区町村コード	016926	口座番号	02720-9-960035	加入者名	中標津町会計管理者
指定番号		指定番号		納入金額(円)	9,300
令和7年6月分					
納入すべき金額が右の納入金額(1)の額と異なるときは、納入金額(1)の額を基礎として、納入金額(2)の額に記入してください。	納付分(円)	退職所得分	金延滞金	合計額	
	8300	25500		33800	
納期	令和7年7月10日				
住所	中標津町丸山2丁目22	領収日		印	
氏名	中標津町役場	氏名		氏名	

北海道 中標津町 個人町民税 納入書

市区町村コード	016926	口座番号	02720-9-960035	加入者名	中標津町会計管理者
指定番号		指定番号		納入金額(円)	9,300
令和7年6月分					
納入すべき金額が右の納入金額(1)の額と異なるときは、納入金額(1)の額を基礎として、納入金額(2)の額に記入してください。	納付分(円)	退職所得分	金延滞金	合計額	
	8300	25500		33800	
納期	令和7年7月10日				
住所	中標津町丸山2丁目22	領収日		印	
氏名	中標津町役場	氏名		氏名	

北海道 中標津町 個人町民税 納入済通知書

市区町村コード	016926	口座番号	02720-9-960035	加入者名	中標津町会計管理者
納入済通知書				納入金額(円)	9,300
令和7年7月10日					
納入すべき金額が右の納入金額(1)の額と異なるときは、納入金額(1)の額を基礎として、納入金額(2)の額に記入してください。	納付分(円)	退職所得分	金延滞金	合計額	
	8300	25500		33800	
納期	令和7年7月10日				
住所	中標津町丸山2丁目22	領収日		印	
氏名	中標津町役場	氏名		氏名	

町民税 納入申告書

中標津町役場	年	月	日	提出	年	月	日	提出	人数	2
退職手当等支払金額					500000					
特別徴										
町民税					15300					
収税額					10200					
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分納課税に係る所得割の納入について申告します。										
住所又は所在地	中標津町丸山2丁目22	住所又は所在地								
氏名又は名称	中標津町役場	氏名又は名称								
署名		署名								